

2025年11月17日

各 位

**東海地方の地方銀行などによる
住宅ローンの不正利用防止に向けた「情報交換に関する協定書」の締結**

大垣共立銀行（頭取 林 敬治）は11月14日（金）、住宅ローンの不正利用を防止し、お客様の利益を保護するため、東海地方の地方銀行などと「情報交換に関する協定書」を下記の通り締結しました。

住宅ローンの不正利用とは、当初から第三者への賃貸を目的として住宅ローンを利用するこや住宅取得価格の水増し、収入証明書の改ざんなどを行うことを言います。近年、不正利用を促す不動産業者（以下「不正業者」）の主導により、お客様が意図せず住宅ローンの不正利用に巻き込まれる事例が発生しています。

本協定の締結により、協定締結金融機関同士で不正業者に関する情報を交換することで、お客様が住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客様の利益の保護に努めています。

記

■協定の概要

締 結 日	2025年11月14日（金）
協定締結金融機関	株式会社大垣共立銀行
	株式会社十六銀行
	株式会社三十三銀行
	株式会社百五銀行
	株式会社あいち銀行
	株式会社名古屋銀行
	東海労働金庫

以 上